

第13号議案

蒲郡市道路占用料条例の一部改正について

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の改正に伴い、これらに準じて占用料の額の改定等を行うため提案する。

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

蒲郡市道路占用料条例（昭和51年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	円 830
	第2種電柱	1本1年につき	1, 300
	第3種電柱	1本1年につき	1, 700
	第1種電話柱	1本1年につき	740
	第2種電話柱	1本1年につき	1, 200
	第3種電話柱	1本1年につき	1, 600
	その他の柱類	1本1年につき	74
	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メートル 1年につき	7
	地下電線その他地下に設 ける線類	長さ1メートル 1年につき	4
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	730
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートル1年に つき	450
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個1年につき	1, 500
	郵便差出箱及び信書便差 出箱	1個1年につき	620
	広告塔	表示面積1平方 メートル1年に つき	2, 300

	その他のもの	占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	1, 500
法第32条第1項 第2号に掲げる物 件	外径が 0.07 メートル未 満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	31
	外径が 0.07 メートル以 上 0.1 メートル未満のも の	長さ 1 メートル 1 年につき	45
	外径が 0.1 メートル以 上 0.15 メートル未満のも の	長さ 1 メートル 1 年につき	67
	外径が 0.15 メートル以 上 0.2 メートル未満のも の	長さ 1 メートル 1 年につき	89
	外径が 0.2 メートル以 上 0.3 メートル未満のも の	長さ 1 メートル 1 年につき	130
	外径が 0.3 メートル以 上 0.4 メートル未満のも の	長さ 1 メートル 1 年につき	180
	外径が 0.4 メートル以 上 0.7 メートル未満のも の	長さ 1 メートル 1 年につき	310
	外径が 0.7 メートル以 上 1 メートル未満のも の	長さ 1 メートル 1 年につき	450
	外径が 1 メートル以上 のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	890
法第32条第1項 第3号及び第4号 に掲げる施設		占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	1, 500
法第32条第1項 第5号に掲げる施 設	地下街及び地下室	占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	A に 0.0 04 を乗じ て得た額
	上空に設ける通路	占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	1, 200
	地下に設ける通路	占用面積 1 平方 メートル 1 年に	690

		つき		
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	1, 500	
法第32条第1項 第6号に掲げる施 設	祭礼、縁日等に際し、一時 的に設けるもの	占用面積 1 平方 メートル 1 日に つき	23	
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートル 1 月に つき	230	
道路法施行令（昭 和27年政令第4 79号。以下「令」 という。）第7条第 1号に掲げる物件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設け るもの	表示面積 1 平方 メートル 1 月に つき	230
		その他のもの	表示面積 1 平方 メートル 1 年に つき	2, 300
	標識		1本 1 年につき	1, 200
	旗ざお	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	1本 1 日につき	23
		その他のもの	1本 1 月につき	230
	幕（令第 7条第4 号に掲げ る工事用 施設であ るものを 除く。）	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	その面積 1 平方 メートル 1 日に つき	23
		その他のもの	その面積 1 平方 メートル 1 月に つき	230
	アーチ	車道を横断す るもの	1基 1 月につき	2, 300
		その他のもの	1基 1 月につき	1, 200
令第7条第2号に 掲げる工作物		占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	1, 500	

令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.04を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	230
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	150

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。